

定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

石巻市長 あて

申請日:令和7年 月 日

住 所:

氏 名:

カナ氏名:

連絡先電話番号: ()

【本様式での申請が必要な方】

支給要件に該当する方で石巻市からの確認書類発送対象となっていない方



以下の全ての【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※意図的に虚偽の確認をした場合は給付金の返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

【誓約・同意事項】

- 1 支給要件に該当する場合、石巻市において算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には、定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。
- 2 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査するため、石巻市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な書類の提供を求めることに同意します。
- 3 公簿で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 4 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

【支給要件】

令和7年1月1日時点で石巻市に住民登録がある方で次のいずれかの要件に該当する方

- 1 定額減税補足給付金(調整給付)の所要額に不足が生じている方(給付金1)
- 2 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円かつ令和6年分のみ世帯向け給付を、世帯主又は世帯員として受給対象となっていない方で以下のいずれかに該当する方(給付金2)
 - ・青色事業従事者または事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方など

【算定式等】

給付金1の場合

①+②(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)-③>0となる納税義務者

① 所得税分の控除可能額: 3万円×定額減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

② 個人住民税所得割分の控除可能額: 1万円×定額減税対象人数※2 - 令和6年度分住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

③ 調整給付金(当初給付分)の額

給付金2の場合

該当する場合、原則として4万円が支給されます。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【その他】

この申請書の内容を審査し、支給要件を満たす場合は改めて支給確認書を送付いたします。

届いた支給確認書を御確認の上、提出してください。

審査の結果、支給要件を満たさなかった方には後日、通知等により御連絡いたします。

【お問合せ】

保健福祉部臨時特別給付金室 価格高騰重点支援金担当
専用ダイヤル 0120-200-565